

清水町告示第64号

清水町パブリック・コメント手続要綱を次のように定める。

平成20年 7月15日

清水町長 山 本 博 保

清水町パブリック・コメント手続要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリック・コメント手続について必要な事項を定めることにより、町の町民への説明責任を果たすとともに、町民の町政への参画の促進を図り、もって公正で民主的な一層開かれた町政の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) パブリック・コメント手続 町の基本的な政策、指針、計画、条例案等（以下「政策等」という。）の策定に当たり、あらかじめその案を公表し、町民等から意見を求め、町民等から提出された意見を考慮して意思決定を行う手続をいう。

(2) 町民等 次に掲げるものの総称をいう。

ア 町内に住所を有する者

イ 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

ウ 町内に存する事務所又は事業所に勤務する者

エ その他政策等の案に直接的な利害関係を有すると認められる者

(3) 実施機関 町長、教育委員会及び消防長をいう。

(対象)

第3条 政策等の策定は、次に掲げるもののうち町民等に広く影響を与えるものとする。

(1) 次に掲げる条例に係る案の策定（改正及び廃止を含む。）

ア 町の基本的な制度を定める条例

イ 町民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（金銭徴収に関するものを除く。）

- (2) 町の基本的な方向性等を定める計画、基本方針等の策定又は改定
- (3) その他実施機関が必要と認めるもの

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、実施機関は、パブリック・コメント手続を経ることなく、政策等の策定を行うことができる。

- (1) 政策等の策定に当たって、意見聴取の手続が法令又は条例により定められている場合
- (2) この要綱に定める手続に準じた手続を経て、附属機関又はこれに準ずる機関（以下「附属機関等」という。）において策定した報告、答申等に基づき、実施機関が政策等の策定を行う場合
- (3) 政策等の策定に当たって、実施機関が迅速性又は緊急性を要すると認める場合
- (4) 実施機関が軽微な変更と認める場合
- (5) 政策等の策定に当たって、実施機関の裁量の余地がないと認められる場合
- (6) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により議会提出するもの

(政策等の案及び関連資料の公表)

第5条 実施機関は、第3条各号に該当するときは、意思決定前に相当の期間を設けて、政策等の案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、町民等の理解に資するため、次に掲げる資料を公表するものとする。

- (1) 政策等の案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 附属機関等の審議に付した場合には、当該審議の概要を記した資料
- (3) その他町民等が政策等の案を理解するために必要な関連資料

3 前2項の規定による公表は、公表しようとする政策等の案及び前項に規定する資料を実施機関が指定する場所に備え付け、かつ、町の広報誌、ホームページ等に掲載することにより行うものとする。

(意見の提出手続)

第6条 実施機関は、町民等が政策等の案について意見を提出するために必要な期間を勘案して意見の提出期間を定め、当該政策等の案を公表する際に明示しなければならない。

2 意見の提出期間は、公表の日から起算して30日以上とする。

3 意見の提出方法は、郵便、ファクシミリ、電子メール又は実施機関が指定する場所への書面による提出によるものとする。

4 意見の提出先は、実施機関が指定する場所とする。

5 意見を提出しようとする町民等は、住所及び氏名（団体にあつては、その名称及び所在地並びに代表者の氏名）並びに連絡先の明記を提出条件とする。

(町の考え方の公表)

第7条 実施機関は、前条の規定により提出された意見に対する考え方を取りまとめ、提出された意見と併せて公表するものとする。

2 第5条第3項の規定は、前項の規定による公表の方法について準用する。

(政策等の策定)

第8条 実施機関は、第6条の規定により提出された意見を考慮して、政策等を策定するものとする。

(意見の取扱及び個人情報の保護)

第9条 実施機関は、第7条第1項の規定にかかわらず、意見を公表することが第三者の正当な権利利益を害する恐れがあると認めるときは、当該意見の全部又は一部を公表しないことができる。

2 実施機関は、第6条第5項の規定により提出者に明記させた住所、氏名その他の個人情報を、清水町個人情報保護条例（平成17年条例第17号）の趣旨にのっとり適正に管理しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほかパブリック・コメント手続に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成20年8月1日から施行する。
- 2 この告示は、施行の日以後に意思決定を行う政策等について適用する。
ただし、この要綱の施行の際、現に立案過程にある政策等で、既に町民等に意見を求める手続を経たものについては、この告示は適用しない。